

小学校統合に関する検討

委員の皆様へのお願い

小学校の統合の長期計画に関して、観点 1～観点 7 の課題とその解決策等について分科会で検討しておりますが、最終的には全体会で審議会としての結論をまとめていく必要があります。そこで、これまでの分科会での審議事項を整理し、両分科会共通の事項として全体会でのまとめができるようにこの資料を作成しました。

委員の皆様には、これまでの分科会での審議を基にこの資料にある検討事項について再度検討し、ご自身の考えなどをまとめてくださるようお願いいたします。また、この資料に無い内容でご自身のお考えがある場合には、その他の事項の欄で、ご自身が考える課題とその解決策について整理し、ご意見として提案してくださるようお願いいたします。

なお、ご意見の記入にあたりましては、できる限り空欄とすることなくご記入いただき、審議の後には、資料としての整理のため、ご提出をいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

(会長: 高 橋 守)

学校統合の全体について（観点1）

<小学校>

これまでの審議全体を踏まえて、小学校の学校統合について次の内のいずれにすべきか検討し、理由を明確にして結論を出す。

小学校統合

(1) 諮問の内容のとおり統合すべきである

- *大河小・竹沢小・みどりが丘小を統合して、現西中学校を小学校に改装した新設校にする。
- *小川小・東小川小・八和田小を統合して、現小川小学校を活用した新設校にする。

(2) 諮問の内容を修正して統合すべきである

- ① 全小学校を1校に統合する。（その場合に活用する校舎は？）
- ② 現大河小学校校舎と現小川小学校校舎を活用して小学校を2校に統合する。
- ③ みどりが丘小学校を小川小学校・東小川小・八和田小に組み入れて統合する。他の1校は大河小・竹沢小を統合して現西中学校を小学校に改装した新設校にする。
- ④ 現みどりが丘小学校の角山地区を小川小学校へ統合し、諮問の内容のとおりとする。
- ⑤ その他（具体的に）

(3) 統合すべきでない

- *短期計画で東小川小学校は小川小学校に統合したので、他の学校は現状のままとする。

上記の(1)(2)(3)についてそれぞれ「なぜそうすべきなのか」という理由を明確にする。

<上記（２）の諮問の内容を修正して統合する場合の検討事項>

〔（２）の①：全小学校を１校に統合する。〕

- 町内の小学校を１校にすると全児童数が８００人近くの児童を要する学校になるが、どの施設を活用して統合すべきか。

<参考>６校統合の児童数推移

年度(令和)	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
児童数	1004	980	960	918	876	862	856	828	802	780	758	738	716	698	680	660	642	626	604	586

〔（２）の②：現大河小学校校舎と現小川小学校校舎を活用して小学校を２校に統合する。〕

- 現大河小学校を活用する場合は、中学校の統合との関連で次の課題が生じる。次の点を考慮してどうすべきか検討する。
 - ・ 中学校を現檮台中に統合すると、現西中学校が廃校となり町の起債の返還が生じる。
 - ・ 現西中学校を活用して、中学校を西中学校に統合する場合には学校施設の増築が必要となる。また、町で１校に中学校として通学距離等でこの位置でよいか課題となる。
 - ・ 現西中学校を活用して、檮台中学校を西中学校に統合して町の中学校を２校にする場合は、中学校の学校規模を適切にするという点で課題がある。

〔（２）の③：みどりが丘小学校を小川小学校・東小川小・八和田小に組み入れて統合する。他の１校は大河小・竹沢小を統合して現西中学校を小学校に改装した新設校にする。〕

- 学校規模が以下の表のようになるが、この状況で統合すべきか検討する。

<参考>大河小と竹沢小の２校統合の児童数推移

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大河小	190	183	177	168	165	161	161	156	151	147	143	139	135	132	128	124	121	118	114	111
竹沢小	80	74	77	78	75	77	78	75	73	71	69	67	65	63	62	60	58	57	55	53
2校統合	270	257	254	246	240	238	239	231	224	218	212	206	200	195	190	184	179	175	169	164

<参考>小川小・東小川小・八和田小・みどりが丘小の４校統合の児童数推移

年度(令和)	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	令和1	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小川小	346	342	342	324	316	301	305	296	287	279	271	263	256	249	242	236	229	223	216	209
八和田小	126	124	119	120	114	116	111	108	104	101	99	96	93	91	88	86	83	81	79	76
東小川小	76	71	62	56	46	45	44	43	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
みどりが丘小	232	233	226	213	198	193	189	183	177	172	167	163	158	154	150	146	142	138	133	129
4校統合	780	770	749	713	674	655	649	630	610	593	576	560	544	530	515	502	487	474	459	444

〔（２）の④：現みどりが丘小学校の角山地区を小川小学校へ統合し、諮問の内容のとおりとする。〕

- 角山地区の児童は、現みどりが丘小学校の児童 232 人のうち、27 人（角山中：10 人、角山上：17 人【R2.8.31 現在】）なので、そのことを踏まえて検討する。

通学方法についての審議（観点2）

<通学方法>

大河小・竹沢小・みどりが丘小3校を、現西中学校を新校舎として統合する場合

通学方法として次の①～⑤までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 大河小の児童の通学はこれまでどおりとし、竹沢小、みどりが丘小の児童は全員スクールバス（又はタクシー）で送迎する。又は自転車通学させる。
- ③ 大河小の児童の通学はこれまでどおりとし、竹沢小、みどりが丘小の児童は通学距離が一定の距離以内の児童は徒歩通学とし、他は全員スクールバス（又はタクシー）で送迎する。又は自転車通学させる。（*一部の児童を徒歩通学させる方法）

*一定の距離としては次のどれにすべきか。

<一定の距離> ・2 km以内 ・3 km以内 ・4 km以内 ・その他

- ④ 大河小・竹沢小・みどりが丘小3校の児童を対象に、通学距離が一定の距離以内の児童は徒歩通学とし、他は全員スクールバス（又はタクシー）で送迎する。又は自転車通学させる。（*一部の児童を徒歩通学させる方法）

*一定の距離としては次のどれにすべきか。

<一定の距離> ・2 km以内 ・3 km以内 ・4 km以内 ・その他

*上記の③、④の方法でタクシー、スクールバス、自転車通学のどれにすべきか。

- ・タクシーにする。
- ・スクールバスにする。
- ・自転車通学させる。

<その理由は?>

- ⑤ 路線バスを活用させる。

この場合、路線バスの新設、路線の拡張などの交渉が必要となるが、その可能性はあるか。また、増発や路線の拡張ができない場合にはどうするかを踏まえて検討する。（現状、竹沢地区、みどりが丘地区と現西中学校を結ぶバス路線がないため）

- ⑥ その他の方法

<上記の一つを適切とした理由>

小川小・東小川小・八和田小 3 校を、現小川小学校を新校舎として統合する場合

通学方法として次の①～⑤までのことが想定されるが、これらの内どの方法が適切か。また、なぜそうすべきか、その理由を明らかにする。その際、東小川小の児童は短期計画の答申で、当面全員スクールバスでの送迎が適切としているのでこのことを踏まえて検討する。

- ① 全員徒歩通学させる。
- ② 小川小・東小川小の児童の通学は短期計画の答申のとおりとし、八和田小の児童は全員スクールバス（又はタクシー）で送迎する。又は自転車通学させる。
- ③ 小川小・東小川小の児童の通学は短期計画の答申のとおりとし、八和田小の児童は通学距離が一定の距離以内の児童を徒歩通学とし、他は全員スクールバス（又はタクシー）で送迎する。又は自転車通学させる。（*一部の児童を徒歩通学させる方法）

*一定の距離としては次のどれにすべきか。

<一定の距離> ・ 2 km以内 ・ 3 km以内 ・ 4 km以内 ・ その他

- ④ 小川小・東小川小・八和田小 3 校の児童を対象に、通学距離が一定の距離以内の児童は徒歩通学とし、他は全員スクールバス（又はタクシー）で送迎する。又は自転車通学させる。（*一部の児童を徒歩通学させる方法）

*一定の距離としては次のどれにすべきか。

<一定の距離> ・ 2 km以内 ・ 3 km以内 ・ 4 km以内 ・ その他

* 上記の③、④の方法でタクシーとスクールバス、自転車通学のどれにすべきか。

- ・ タクシーにする。
- ・ スクールバスにする。
- ・ 自転車通学させる。

<その理由は?>

- ⑤ 路線バスを活用させる。

この場合、路線バスの増発、路線の拡張などの交渉が必要となるが、その可能性はあるか。また、増発や路線の拡張ができない場合にはどうするかを踏まえて検討する。

（特に八和田小の児童の状況を考えて）

- ⑥ その他の方法

<上記の一つを適切とした理由>

<スクールバス・タクシー等を利用させる場合の集合場所>

スクールバス・タクシー等を利用させる場合の集合場所を次のどれにすべきか。安全上・健康上の課題を考慮して検討する。

- ① 児童の車利用は歩く経験を減少させることから、これまで通りの学校を集合場所とし、そこからの送迎とする。
 - ・学校跡地が他の施設に転用されて使えなくなる場合には、適切な集合場所を確保する。
 - ・徒歩通学の区域を設定した場合には、該当する児童を除く。
- ② 学区内に数か所、児童の集合場所を確保し、そこを集合場所としバス、タクシー等を利用させる。(具体的な場所を数か所、案として挙げる。)

<集合場所の案>

<交通機関利用の費用負担>

交通機関(スクールバス・タクシー・路線バス)を利用するにあたってはその費用をだれが負担するのかという課題がある。次の内どれにすべきか。また、なぜそうすべきか。

- ① 全て公費で賄い、保護者負担は無しにする。
- ② 一部公費で賄い、残りは保護者負担とする。(その割合はどのくらいにすべきか。)
- ③ 全て保護者負担とする。
- ④ その他(具体的に)

<上記を選択する理由>

<徒歩通学区域を指定した場合の通学路の指定と安全対策>

通学区域を指定した場合には新たな通学路の指定が必要となる。また、その通学路の安全対策が生じてくる。これは、学校を統合する場合の開設準備の段階で行い、それを事前に保護者児童に周知する必要がある。

そのポイントをできるだけ列挙する。

<新たな通学路の指定と安全対策のポイント>

-
-
-
-

心のケア（観点3）

学校を統合することになった場合、統合に際して、児童・保護者の不安をできるだけ解消し、前向きな気持ちを持って新しい学校で学ぶという意識を持たせることが重要である。そのために必要な取り組み事項を洗い出し、具体的計画を立てて実施していく必要がある。どんな取り組みが必要か、そしてどう実施していくべきか検討し、その理由も明らかにする。

検討に際しては、短期計画で洗い出した課題を活用し、これを統合して新設校をつくるという町全体の学校統合に当てはめて改善していくようにして短期計画との整合性をとっていく。

<短期計画の答申から想定される長期計画に関わる「心のケア」の課題>

- ① 児童の不安を取り除くための事前指導及び統合する学校相互の事前交流
- ② 新設校の教育理念、教育方針等の保護者への事前説明
- ③ 登下校の方法、学校生活のきまりなどこれまでとは変わることを理解させるための児童・保護者への説明
- ④ 未就学児の保護者に対しての新設される学校の概要説明
- ⑤ 児童の不安や悩みに対応するためのスクールカウンセラーや学習支援員等の配置
- ⑥ 学校支援組織、学校と地域との関わり等の変更点の事前説明
- ⑦ 統合後の学童保育の見通しについての事前説明
- ⑧ 新設校の教職員構成の人事的配慮

上記の①～⑧の課題解決のために必要な具体的取り組みについて、以下に示す事項を検討し、追加、修正、削除を行う。

<「心のケア」のための具体的な取り組み内容>

- ① 児童の不安を取り除くための事前指導及び統合する学校相互の事前交流

- 統合後の学校生活に関わる内容を整理し、事前に児童に周知する。
(学校生活のきまり、これまでの学校生活との違い、など)
- 統合する学校の事前交流の場を設定し、計画的に実施して活動を通して相互理解を深める。
-
-

- ② 新設校の教育理念、教育方針等の保護者への事前説明

- 新設校として設置する際の教育理念、教育方針を明確にし、事前に保護者・地域に説明して理解を得る場を設定する。
-

③ 登下校の方法、学校生活のきまりなどこれまでとは変わること理解させるための児童・保護者への説明

- 変わる登下校の方法の説明（個々の児童の状況に応じて具体的に）
- 交通機関を利用する際の費用の説明
- 登下校に関わる安全対策の説明
-
-

④ 未就学児の保護者に対しての新設される学校の概要説明

- 新設校の教育理念、教育方針、学校行事等の教育課程、登下校の方法、地域との関わり、学校支援組織、学童保育等について整理し、事前に未就学児童の保護者に説明して不安を解消する場を設定する。
-
-

⑤ 児童の不安や悩みに対応するためのスクールカウンセラーや学習支援員等の配置

-
-

⑥ 学校支援組織、学校と地域との関わり等の変更点の事前説明

-
-

⑦ 統合後の学童保育の見通しについての事前説明

-
-

⑧ 新設校の教職員構成の人事的配慮

- 新設校の教職員構成は、児童の状況を良く知っている統合前の学校の教職員が複数いる構成になるよう人事の面で配慮する。
-
-

<各小学校の現在の学童保育の状況> (場所・規模・受入れ状況・運営予算等)

【小川小学校の学童保育】

【東小川小学校の学童保育】

【八和田小学校の学童保育】

【大河小学校の学童保育】

【竹沢小学校の学童保育】

【みどりが丘小学校の学童保育】

統合に関わる学校の施設・設備・予算について（観点4）

諮問の内容にある通り小学校を2校に統合した場合、施設・設備・予算に関わって次の課題が想定される。

- ① 小川小、東小川小、八和田小を統合して、現小川小学校の施設を活用して新設校を設置する場合、児童数約400人の1学年2学級並行の学校が想定されるが、これに対応できる施設・設備・備品の整備が必要となる。（特別支援学級の設置に関わる教室も含む。）
- ② 現小川小学校は昭和53年に現在の校舎ができ、平成23年～25年に児童棟、管理棟の耐震補強工事が行われているが、それ以来大規模改修は行われておらず、老朽化が進んでいる。学校を統合し、新設校としてスタートするにはこれからの時代の教育を見据えて全体的な整備が必要となる。
- ③ 大河小・竹沢小・みどりが丘小を統合して、現西中学校を小学校に改修した新設校を開設する場合、児童数約350人の1学年2学級並行の学校として改修工事を行う必要があり、また、中学校を小学校に改修するために、小学生の学校生活に支障をきたさないように整備する必要がある。（特別支援学級の設置に関わる教室も含む。）
（*小学校の機能として必要なものを施設・設備・備品及び安全対策の面で明らかにする。）
- ④ 統合による通学方法の変更でスクールバス等を活用する場合毎年かなりの額の予算が必要となる。
- ⑤ 新設校としてスタートさせるために、校名の決定、校歌の制定、校名の入った印刷物の変更等、統合当初にかなりの整備が必要となり、学校予算の増加が見込まれる。
- ⑥ 新設校としてのスタートとなるため、児童個人の持ち物（体育着・上履きその他、学習に必要なもので学校として統一が必要なもの）の購入などで保護者の経費負担の増加が見込まれる。
- ⑦ その他（具体的に）

上記の①～⑦の課題についてどのように解決していくべきか、その解決策を明らかにする。

<解決策>

①

②

③

< 解決策 >

④

⑤

⑥

⑦

地域・保護者（学校と地域・保護者とのつながりに関して）（観点5）

諮問の内容の学校統合は、学校と地域保護者とのつながりに関して次のような状況変化が生じ、それに対して対応していく必要があるという課題がある。

<学校と地域・保護者とのつながりに生じる課題>

- ① 小学校に関しては、これまでの小川、八和田、東小川、みどりが丘、大河、竹沢といった6地域の中に一つあった学校がなくなり、さらに大きな地域の学校が二つできる。
これにより、地域コミュニティの精神的支柱ともいえるべき側面に変化が生じる。
- ② それぞれの地域コミュニティの核として位置づいてきたこれまでの学校と地域・保護者のつながりが失われ、これまでよりも広範囲の地域・保護者とのつながりを構築していく必要が生じる。
- ③ 学校がこれまでの地域・保護者と関わって行っていた諸行事の実施方法を再構築する必要が生じる。
(*これまで地域・保護者と関わって各学校が行っていた諸行事等を明らかにする。)
- ④ 通学区域の肥大化に伴って、地域の特色を生かす教育の実践方法を再構築する必要が生じる。(地域の教育資源の再発掘)
- ⑤ 通学区域の肥大化に伴って学校と地域との関係の希薄化が予想され、その改善に向けた取り組みの必要性が生じる。
- ⑥ その他(具体的に)

上記の課題がある中で、学校統合をどうしていくべきか。次の①～④のどれが適切か検討し、その理由を明らかにして結論を出す。

- ① 地域コミュニティの核としての役割など地域・保護者にとって重要な要素が失われることから、児童数が減少し小規模な学校になっても小学校の統合はすべきではない。
- ② 地域コミュニティに生じる様々な課題を解決する方向で、学校の小規模化を防ぎ適正規模の学校に近づけるために諮問の内容のとおり小学校の統合を進めていく必要がある。
- ③ 地域コミュニティに生じる様々な課題をあまり気にせず、適正規模の学校に近づけるために諮問の内容のとおり小学校の統合を進めていく必要がある。
- ④ その他(具体的に)

<上記の判断をする理由>

<各小学校がこれまで地域・保護者と関わって行っていた諸行事等>

【小川小学校】

-
-
-
-
-
-

【東小川小学校】

-
-
-
-
-
-

【八和田小学校】

-
-
-
-
-
-

【大河小学校】

-
-
-
-
-
-

【みどりが丘小学校】

-
-
-
-
-
-

【竹沢小学校】

-
-
-
-
-
-

仮に学校が統合されて、これまでの地域の学校がなくなった場合、また、統合により地域がこれまで以上に広がって大きくなった場合に、上記に挙げた諸行事等をどうしていくべきか。

<統合により変化が生じた場合の対応策>

再編計画の期間（観点 6）

統合の実施時期について

統合を実施する場合、答申を出した後およそ以下のような取り組みに要する期間が想定される。

- 町による統合計画案の策定及び議会による条例改正……………約 2 年
- 開設準備委員会を立ち上げての開設準備及び学校施設の改修工事……………約 2～3 年
（特に新設校としてスタートさせるには 3 年を要すると想定される。）

このことから統合に向けて 4～5 年ほどの期間が必要となるため、今年度中に答申を出したとして早くとも令和 7 年度か 8 年度の統合になる。しかしこれは西中学校を小学校に活用することに関して補助金や起債の問題を考慮しないで想定した場合である。

諮問の内容は西中学校を小学校に活用することを想定しており、上記のことを含めて実施時期を検討していく必要がある。

この検討に当たっては以下に示す「西中学校の補助金・起債」「想定される統合の時期」また、別紙の「新設校の開設準備」を参考にして、学校の統合を次の①～④の内どれにすべきか考えをまとめ、理由を明らかにして統合の実施時期についての結論を出す。

- ① 補助金の返還や起債の事は特に考えず、補助金や起債の一括返還が生じても、児童、生徒のためにできるだけ早期に統合する。
- ② 補助金の返還や起債の一括返還を考慮に入れ、町の財政負担を軽減する形で可能な限り早期に統合する。
- ③ 答申が出てから 10 年を目途にという諮問の内容のとおり、時間をかけて丁寧に統合する。
- ④ その他（具体的に）

< 統合時期についての理由 >

<西中学校の補助金・起債>

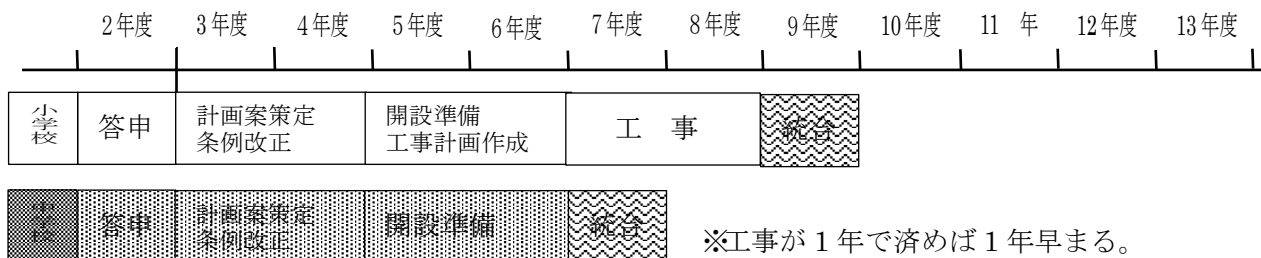
<西中の補助金>-----国からの補助金は建設した時点から10年を経過すれば原則返還の義務はなくなる。10年未満の時期に学校を廃止または他に転用した場合には返還の義務が生じる。

<西中建設の起債>-----西中建設に関わる起債は、学校を廃校にした場合にはその時点で一括返還が求められる。中学校を小学校にするなど他に転用した場合にはそのまま契約の期間で継続して返済していくことになる。

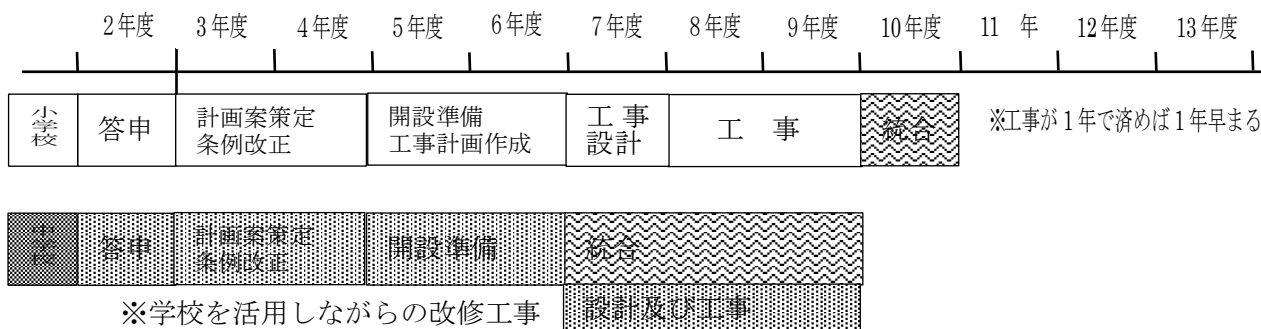
<想定される統合の時期>

(1) 中学校3校を先に統合し、西中を空けて小学校に改修する場合

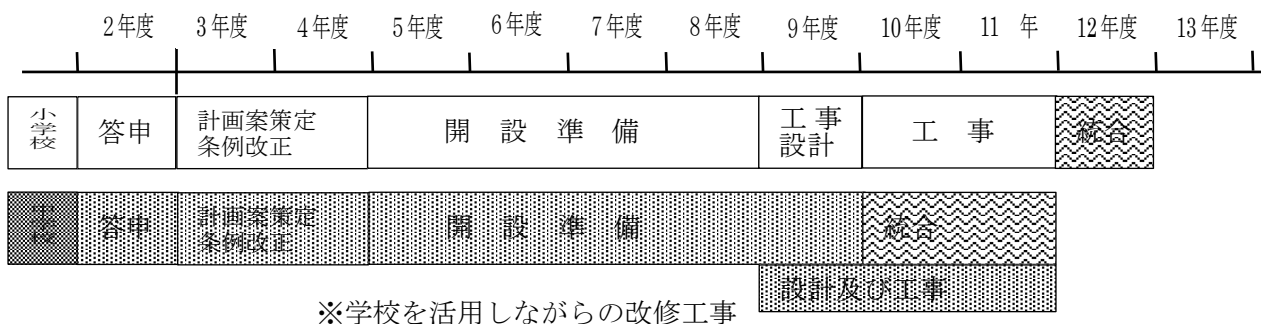
(ただし、この場合は西中学校の補助金償還や起債の問題は考えていない。また中学校を小学校に改修する工事に2年を要すると想定した場合)



(2) 設計等の工事計画作成を7年度以降にしなければならない場合(補助金・起債等を考慮して)



(3) 諮問の内容にあるように審議会答申後10年を目途に統合する場合



総合的な視点（観点7）

学校の統廃合による学校再編に関わる全体的な視点で、観点1～6以外の課題を明らかにし、その課題解決に向けた方法を検討する。

<学校統合により生じる課題（観点1～6以外で）>

-
-
-
-